

## 自力で行う除排雪が困難な場合

除雪後の  
間口に残った  
雪の塊を  
寄せます



**対象となる世帯**▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみ、または身体の不自由な場合のみで、自力で雪寄せができない世帯(自力

で雪寄せができるかたが同居している場合は対象外です)

**【問い合わせ】** 道路除排雪対策本部

☎(888)5751

(12月10日からは除排雪コールセンターへ)

雪寄せ  
援助員を  
高齢者宅へ  
派遣します

玄関から道路までの通路の雪寄せです

**対象となる世帯**▶日常生活上の援助を要する、おおむね65歳以上の一人暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な場合

**支援内容**▶1週間2回まで、1回1時間以内。利用料は1回310円

**申し込み**▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。申請済みの場合は、利用時に秋田市シルバー人材センターへ。

☎(863)5900

**【問い合わせ】** 長寿福祉課☎(888)5668

道路豪雪対策  
本部設置時に

**対象**▶65歳以上の高齢者のみか、65歳未満で次(①~④)のいずれかの交付を受けているかたのみの世帯。ただし、市民税非課税で持ち家に限ります

- ①身体障害者手帳 ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳
- ④特定医療費(指定難病)受給者証

**助成額(ひと冬に1世帯1回)**▶雪下ろしのみ=上限10,000円、雪下ろしと排雪=上限15,000円

**申し込み**▶65歳以上のかたは長寿福祉課

☎(888)5668・FAX(888)5667

障がいのあるかたは障がい福祉課

☎(888)5663・FAX(888)5664

屋根の  
雪下ろし  
費用を  
助成します

\*上記対象の高齢者と①~④のいずれかの交付を受けているかたが同居する場合も含まれます。

\*積雪で家屋倒壊の危険がある場合、道路豪雪対策本部が設置されていない場合でも、現地調査を行い助成の可否を決定します。

### 除雪ボランティアを派遣します

**派遣の対象となる世帯**

高齢者のみか、障がいのあるかたがいる世帯で、次(①~③)のすべてに該当する場合

- ①自力で除雪ができない
- ②市内に親子・兄弟などがいない
- ③業者への除雪依頼が経済的に困難である

**次の場合に派遣します**

ガスボンベ、ストーブの排気口が雪で覆われていて危険  
積雪で窓ガラスが割れそうで危険  
その他、降雪により危険  
…屋根の雪下ろしなどの危険が伴う場所の作業や  
大掛かりな排雪は行いません。

**申し込み**▶秋田市ボランティアセンター

☎(862)9774



### ボランティア登録にご協力ください

左記の世帯で作業をするボランティア(個人・団体・企業)を募集します。除雪用具は秋田市ボランティアセンターでも準備しますが、活動場所への移動、防寒着の準備は各自でお願いします。

なお、活動中のけがなどに備え、ボランティア保険に加入します(自己負担なし)。

**申し込み**▶秋田市ボランティアセンター

☎(862)9774

#### ◆企業・事業者のみなさんへお願い

少子高齢化による担い手不足のため、町内会などが中心となって行う除雪活動が思うようにできない地域が増えています。地域の除雪活動が円滑に行われ、安全・安心な冬を過ごせるよう、社会貢献としてのご協力をお願いします。

福祉総務課地域福祉推進室☎(888)5661

## 町内会などで除排雪を行う場合

### ボランティア 保険を 補助します

町内会で除雪活動を行う際に加入するボランティア保険を、1町内につき年度内1回全額補助します。



**申し込み**▶活動日前日(活動日が土・日、祝日の場合は、活動日直前の平日)の午前中までに、秋田市社会福祉協議会へお申し込みください。☎(862)7445

### 運転手付き ダンプ トラックなどを 無料で 貸し出します

**市への申し込み**▶町内会やボランティア団体が実施する除排雪作業に対し、運転手付きのダンプトラックまたは積み込み機械のいずれかを無料で貸し出します。事前に余裕を持って、道路除排雪対策本部へお申し込みください。☎(888)5751  
(12月10日からは除排雪コールセンターへ)

**市社協への申し込み**▶各地区の社会福祉協議会、町内会、ボランティア団体などに、小型除雪機、融雪機、融雪管、軽トラック、その他必要な除雪用具を貸し出します。秋田市社会福祉協議会へお申し込みください。☎(862)7445



### 個人の 小型除雪機の 燃料を 支給します

町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路などを除排雪する際に使用する、個人所有の小型除雪機や農業用機械の燃料を支給します。

**条件**▶地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などの除雪作業

**支給量**▶1団体あたり年度内の上限は400リットル。作業実施時に、随時支給します。申込期限は3月31日(木)

**申し込み**▶直接①か②の窓口で平日にお申し込みください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

◆広報ID番号 1007327

①道路除排雪対策本部(市役所3階)

②各市民サービスセンター

**【問い合わせ】** 道路除排雪対策本部

☎(888)5751

(12月10日からは除排雪コールセンターへ)



### 小型除雪機 軽トラックを 無料で 貸し出します

町内会など、地域住民で組織する団体が除排雪作業を行う場合に、小型除雪機や軽トラックを無料で貸し出します。

貸出時間は、午前9時～午後4時(原則、半日単位)。貸出場所は、小型除雪機

が各地区コミュニティセンター、軽トラックが各市民サービスセンターです。燃料費は市が負担します。

**申し込み**▶各地区コミュニティセンターへ

**【問い合わせ】** 生活総務課☎(888)5625

### 路面の 凍結抑制剤を 配布します

町内や地域で協力して作業を行う場合に、坂道や交差点などの道路を凍りにくくするための凍結抑制剤を、1回の申請で最大3袋まで、道路維持課車庫(寺内字蛭根85-9)で配布しています。

事前に、道路除排雪対策本部へご連絡ください。なお、散布の際は通行車両に注意し、事故のないように作業してください。

☎(888)5751

(12月10日からは除排雪コールセンターへ)

### 地域での 排雪に公園を 開放します

スノーダンプなど、人力での排雪に限り、降雪時から地域の街区公園や児童遊園地を堆雪場として開放します。

◆次の点にご協力ください

・雪の重みで破損する恐れがありますので、遊具や低木から離れた場所に雪を捨

ててください

・雪以外のごみを混ぜないように排雪して

ください。雪解け後の清掃などは、地域のみなさんのご協力をお願いします

**【問い合わせ】** 公園課☎(888)5753

